

平成29年第2回平取町議会定例会（開 会 午前9時30分）

議長 皆さんおはようございます。ただいまより、平成29年第2回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、8番四戸議員と9番松澤議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては3月1日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8番四戸議員。

8番
四戸議員 8番四戸です。本日召集されました第2回町議会定例会の議会運営等につきましては、3月1日開催されました議会運営委員会において協議し、会期につきましては、本日、3月6日から3月17日までの12日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長 お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日3月6日から3月17日までの12日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日から3月17日までの12日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、平成29年1月分の出納検査の結果報告がありました。次に、日高交通災害共済組合議会、日高西部消防組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告がありましたので、あわせてその写しをお手元に配布しておきましたのでご了承願います。次に、郵送による陳情、閉会中の諸事業について配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。一つ目としてJR日高線に係る協議状況について。町長。

町長 それでは1のJR日高線に係る協議状況についてご報告申し上げます。このことにつきましては既にご承知のとおり、不通が続くJR日高線の復旧策を協議するJR日高線沿線自治体協議会の7町に対して、JR北海道が9月8日に開催されました第6回目の協議会で示された運行再開後の維持に必要な年間13.4億円の負担、1町当たりにして約2億円の負担、あるいは、車両や鉄道施設などの保有、管理を地元で受け持つ上下分離方式の二者択一の提示がありましたが、協議会としては、毎年の負担が2億円ということで現実的ではないというようなことで、到底受け入れられないと返答し、責任あるJR北海道の

回答を求めていたところでございます。今年に入りまして2月18日、午前10時から浦河町役場におきまして、第7回のJR日高線沿線自治体協議会が開催されまして、JR北海道西野副社長から正式に別紙1に基づき、考え方の提示があったところでございます。読み上げたいと思います。日高線（鷓川・様似間）の復旧断念、並びにバス等への転換に向けた協議開始のお願いについて。日高線（鷓川・様似間116.0キロメートル）は、大正2年の苫小牧軽便鉄道(株)による苫小牧・佐留太（現：富川）間の開通から始まり、昭和12年に現状と同じ様似まで開業し、それ以来80年近くにわたり、地域の重要な交通手段として、皆様にご利用いただいております。しかし、平成27年1月の高波被害以降不通となり、復旧とその後の持続可能な運営のあり方について、「JR日高線検討会議」及び「JR日高線沿線自治体協議会」などの場で協議をさせていただきました。この間、沿線自治体の首長の皆様には約1年の長きにわたり協議を続けられ、また真摯にご審議いただきましたことに感謝申し上げます。しかしながら、次の理由により復旧を断念せざるを得ないという結論に至りましたので、本日、皆様にご説明をさせていただくことといたしました。

(1) として、相次ぐ被災により、復旧費が約86億円にのぼると試算しており、当社単独では負担できないことに加え、復旧費とは別に、海岸浸食対策として離岸堤の整備が必要であると考え、これを含めると総額は100億円を超える規模となること。(2) 日高線（鷓川・様似間）を持続的に維持するために必要な収支差額及び土木構造物老朽対策の単年度費用16.4億円について、当社単独では負担できないこと。(3) 単年度費用16.4億円のうち、当社で負担するとした列車運行に係る経費相当額3億円を差し引いた13.4億円について、地元自治体に上下分離方式の導入、または、地元自治体による費用支援を提案したが、受け入れは困難との回答をいただき、復旧の前提である、「鉄道を持続的に維持する仕組み」が合意に至らなかったこと。(4) モータリゼーションの進展、沿線人口、高校通学者の減少などの影響により、鉄道のご利用状況が、平成26年度の輸送密度で186人と、当社発足時の昭和62年と比較して約3分の1となっており、収支状況も平成26年度で年間約11億円の赤字となっていること。(5) 高規格幹線道路である日高自動車道について、平成29年度には厚賀IC（仮称）まで延伸予定であり、また、静内IC（仮称）まで事業区間とされていることから鉄道のさらなる利用減が想定されること。沿線自治体の皆様には全線開業から80年近くにわたる歴史ある路線につきまして、厳しい判断をさせていただくこととなりますが、今後、バス等による代替交通をはじめとした新たな交通体系の確立や、さらなる地域振興への支援等について協議を開始させていただきたいと考えております。これらにつきましては、沿線自治体の皆様のご意見を十分に反映し、できうる限りの協力をすべく、協議を進めていきたいと考えておりますが、当社としては、次の内容を考えております。(1) 国・道・町が補助するバス路線への町負担分の一定程度の支援、(2) 列車運行時と同等以上のバス運行便数を確保するための支援、

(3) 定期差額運賃の一定期間の補填、(4) 用地及び施設の無償譲渡による、例えばサイクリングロード等での活用、(5) 観光送客への支援、(6) 当社の所有する社宅の自治体への寄贈または貸与、(7) 鉄道公園等の駅舎周辺整備への協力、(8) 鉄道用地を活用して行う、地域振興のための整備費用の一部補填。なお日高町長よりご要望のありました、「鶴川・日高門別間」の復旧及び維持費の試算につきましては、別途回答させていただきたく考えてございます。次のページの資料については、説明と重複をいたしますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。以上のとおりの内容をもって、JR北海道の考え方について提示されたところでございますが、協議会が終了後直ちに管内7町の町長会議が開催されまして、限りなく全線再開は難しい状況にあることを踏まえて、バス転換並びにDMV（デュアル・モード・ビークル）導入等々も含め、選択肢の一つとして、新たな組織を立ち上げながら、調査検討しようという大枠の方向性について協議されたところでございます。今後については、第8回目の沿線協議会をこの3月中に開催をして、提示のあった8項目についての詳細な確認とともに、バス転換、DMV等についての早急な調査検討をしていくことを提案することとしてございます。以上行政報告を終わります。

議長

次に、平取町教育行政に関する報告について。教育長。

教育長

それでは平成28年12月定例議会以降における諸般の教育行政につきまして、ご報告いたします。1点目の体罰に関する実態把握調査結果についてであります。体罰に関する調査につきましては、平成24年度に始まり、今回で5回目となっております。これまで北海道内におきましては数多くの体罰としての認知事案が発生しており、体罰防止に向けた取り組みを推進しているにもかかわらず、依然としてなくなることは大変憂慮される状況と言えます。北海道教育委員会は、本年度におきましても、体罰事故実態把握と事故防止の周知徹底を図ることを目的として、教職員、児童生徒、保護者に対しての調査を実施したものとなっております。平取町分に係る調査につきましては昨年12月の終業式までに、小中学校7校の教員、児童生徒並びに保護者に対するアンケート調査票の配布、回収を行い、回答内容の点検確認作業を終えたところがあります。回答状況につきましては全ての教員72名についてはいずれも体罰行為はなかったとするものでありました。また、保護者及び児童からの回答につきましては、生徒自身、体罰を受けたことがあるか、また他の児童生徒が体罰と思われる行為を受けているのを見たことがある、聞いたことがあるかとする質問に対して、小学生、中学生ともないとする結果となりました。今後とも、町内各学校においては体罰の未然防止に向け、いかなる場合においても、体罰は許されないとする共通認識を教職員間で図ることの徹底に努めてまいります。次に2点目のいじめ問題に関する児童生徒の実態把握調査結果についてであります。北海道教育委員会が年2回行っております調査の中で、直近のも

のいたしましたして、昨年11月におけるアンケート調査の結果となりますけれども、町内小中学校児童生徒400名の回答状況となっております。まず、昨年ですけれども、4月からいじめられたことがあるかとの問いに対してであると答えた者は12件であり、内訳としましては小学校が9件、中学校が3件であり、いじめの内容としては複数回答を含め、仲間外れ、無視が3件、暴力が6件、いたずらが3件、悪口が7件、その他が1件となっております。前年度の調査におきましては26件でありましたので、数字としては半分以下となっておりますけれども、子どもたちの受けとめ方も多様であることから、依然としていじめを受けたことがあるとする回答があるものとなっております。学校としては関係する児童生徒への聞き取り、また指導等を的確に行っているところであり、現在学校自体でいじめと認知する事案は小中学校ともないものとなっております。教育委員会としましては、いじめは絶対に許されない行為であるということを、児童生徒に指導していくよう、各学校長に指示していくとともに、保護者とも連携を取りながらいじめ防止に向けた取り組みを進めてまいります。次に3点目の平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査についてでありますけれども、本調査につきましては児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣の状況を把握し、体育、健康に関する改善等指導を図るものとなっております。平取町としましては小学校5校の5年生39名、中学校2校の2年生50名、合計89名を対象として実施をいたしました。調査内容につきましては、体格調査と実技調査及びアンケート調査となっております。実技調査につきましては小中学校ともに握力、反復横とび、50メートル走、ボール投げ、20メートルシャトルランなどの8種目となっております。またアンケート調査につきましては運動習慣等に関するものとなっております。まず小学校生の調査結果となりますけれども、体格にありましては男女とも身長は概ね全国平均と同様となっております。体重は男子では正常が90%・中等度肥満が10%となっております。また女子では正常が88.9%、軽度肥満が7.6%となっております。次に、体力・運動能力面では男子児童においては握力、ボール投げにおいて全国平均を上回っておりますけれども、他の6種目につきましては下回る結果となっております。20メートルシャトルラン、前屈といった持久走、柔軟性が弱いという結果となっております。女子児童につきましてはボール投げ、50メートル走、立ち幅とびなど、5種目において全国平均を上回り、体前屈のみ全国平均をやや下回り、握力、反復横とびの2種目がほぼ同様となっております。体力合計点では全国平均に対し男子がやや低い、女子はやや高いという結果でありました。次に運動習慣等の調査結果ですけれども、男子も女子も運動することが大好きという答えが100%でありました。健康のために運動は大切であるとする回答が全国、全道平均を上回る状況となっております。自分の体力に自信がありますかとの問いに、自信があると答えた児童は男子では52.4%、女子では44.5%となっております。続いて中学生における調査結果であります。体格にありましては男女とも身長では全

国平均を上回っておりますが、体重では男子で1キロ程度、女子で2.5キロ程度全国平均を上回る結果となっております。次に、体力・運動能力面では男子生徒においては握力、シャトルラン、立ち幅とびなど7種目において、全国平均を上回り、50メートル走の1種目のみ全国平均を下回っているというような結果でございました。女子生徒におきましては男子生徒とは反する結果となり、全国平均を上回っているのはボール投げ1種目で、50メートル走、上体起こしなど5種目で下回り、握力など2種目がほぼ同様となっております。次に中学生における運動習慣等の調査結果につきましては、男子では中学卒業後も自主的に運動がしたいのが全体の96%を占めており、運動が好きですかとの問いには92%が好きと回答しております。女子では66.7%が運動が好きと回答しておりますけれども、体力に自信があるかとの問いに対しては、自信があると答えたのは16.7%にとどまり、自信がないという回答につきましては83.3%となっております。以上調査結果の概要について説明をいたしましたけれども、教育委員会としましても本結果を踏まえた上で児童生徒の望ましい生活習慣の確立並びに体力向上への取り組みを各学校が主体性を持って実施し、その環境づくりに努めてまいります。続いて4点目の平成28年度平取町教育奨励表彰被表彰者の決定及び授与式の実施について報告を申し上げます。本年度における教育奨励表彰につきましては、1月31日開催の教育委員会会議において、被表彰者の決定をし、去る2月26日に表彰状授与式を実施したところでございます。被表彰者につきましては別添資料のとおり、学校教育奨励の1個人、スポーツ奨励の4個人1団体となっております。被表彰者に係る実績内容等については別紙に記載となっておりますので説明は省略させていただきます。以上、昨年12月の議会定例会からこれまでの主な教育行政に係る報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、議案第1号平取町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第1号平取町税条例の一部改正等につきましてご説明を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。平取町税条例の一部を次のとおり改正しようとするものです。次のページをご覧ください。それでは、平取町税条例の一部改正につきまして、その改正理由をご説明申し上げます。今回の改正は地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律などの公布により、平取町税条例及び平成28年平取町条例第17号の第1条の改正規定の一部を改正するものでございます。主な改正内容といたしましては、1点目としましては、個人住民税の住宅ローンの控除制度を延長することとしたものであります。2点目としましては、地方消費税の税率の引き上げの施行日の変更、及び地方交付税の率の変更に伴い、法人税割の税率の引き下げ及び軽自動車税

における環境性能割の導入時期が変更になったことに伴い、その施行期日を平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更することとしたものであります。それでは条文の改正内容についてご説明申し上げますので、9ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。はじめに、第1条の改正による第36条の2、町民税の申告の改正につきましては、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う改正でありまして、仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に名称を変更するものであります。次に下段、本則の附則第7条の3の2の改正につきましては、個人住民税における住宅ローンの控除制度の適用期限を平成41年度から43年度に2年間延長するものであります。次のページをご覧くださいと思います。この新旧対照表につきましては、第2条による改正でありまして、昨年5月の臨時会におきまして議決をいただいた、改正規定の一部改正となっております。右側が改正前の規定でありまして、議決をいただいた規定であります。この一部改正につきましては冒頭申し上げたとおり、地方消費税の税率の引き上げの施行日の変更等に伴い、法人税割の税率の引き下げの実施時期や軽自動車税における環境性能割の創設に係る実施時期を変更することとしたものであります。従いまして、その改正内容の詳細につきましては昨年5月の臨時会において既に説明済みでありますことから、改めての説明は省略したいと存じます。19ページをご覧ください。附則第16条の改正規定についてですが、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る規定の整備をするものであります。21ページをご覧ください。このページの6行目の第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改めるの改正規定を除き、27ページの附則の前の改正規定までは、軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴う規定の整備をするものであります。説明の詳細は先ほど申し上げました理由により、省略させていただきたいと思います。次に、28ページをご覧くださいと思います。附則第1条第2号と第4号の改正規定のところをご覧ください。附則第16条に係る規定の施行期日は平成29年4月1日なので改正はありませんが、それ以外については法人税割の税率の引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴い、施行期日を29年4月1日から平成31年10月1日に改正するものであります。次のページをご覧ください。第2条の2の改正につきましては、法人税割の税率の引き下げ時期が変更になったことに伴う規定の整備によるものであります。次に、第2条の3については軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴う、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る経過措置の新設によるものであります。最後に第3条については軽自動車税の導入時期が変更になったことに伴う適用年度の変更を規定するものであります。戻っていただきまして8ページの下段をご覧ください。附則といたしましてこの条例は公布の日から施行するものでございますが、第1条による改正の仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に名称を変更する改定については、平成29年4月1日から施行

するものであります。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号平取町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第2号平取町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第2号平取町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたしますので、議案30ページをお開き願います。平取町個人情報保護条例の一部を改正しようとするものであります。別紙資料によりまして説明致しますので、お手元の資料をご覧ください。1、改正の理由であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、平取町個人情報保護条例の一部を改正しようとするものであります。2、改正の内容を要約いたしますと、①条例第2条第1項第5号情報提供等を記録する項目の追加であります。現在、庁内における個人情報の請求又は提供の際には、情報提供ネットワークの連携端末に情報照会者・情報提供者の氏名及び情報の内容を記録し、法令の定める期間、7年間保存することとなっておりますが、改正後は、新たに条例で定める市町村独自利用事務の庁外連携に関しても、その記録の保存が義務付けられたものであります。情報ネットワークシステムの庁外連携につきましては、改正前は法令列挙事務が対象で独自利用事務は対象ではなかったものであります。改正後はどちらも対象となるものであります。法令列挙事務とは地方税、国保、介護保険、後期高齢の保険、福祉、年金、住宅事務等であり、独自利用事務とは、子育て支援医療費還元事業、乳幼児医療費助成事業等であります。②条例第21条の2第2項個人情報の訂正による通知先の追加であります。番号法の改正によりまして、条例で定める町独自利用事務の情報が庁外連携できることになるため、個人情報の訂正があった場合の通知先を次のとおり追加するものであります。改正前におきましては情報照会者、情報提供者のみでありましたが、改正後は情報照会者、情報提供者とともに、条例事務関係情報照会者、条例事務関係情報提供者を加えるものであります。条例事務関係情報照会者は町独自利用事務に関して照会を行う自治体職員であり、条例事務関係情報提供者は町独自利用事務に関して提供を行

う国・自治体の職員であります。③条例第23条の2、これは番号法第26条が追加されたことに伴う以降1条ずつ繰下げによる条例の条文番号の繰り下げで、番号法第28条から番号法第29条へと文言を整理するものであります。3、施行期日、条例の附則によりまして、平成29年5月30日、これは番号法の改正によるものであります。以上、平取町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願います。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第2号平取町個人情報保護条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたしますので、議案33ページをご覧ください。職員の旅費に関する条例の一部を改正しようとするものであります。議案35ページの新旧対照表をご覧ください。別表備考の4の次に5として「報酬が支給されない特別職の職員で非常勤のもの丙地区への旅行は、日当1000円を支給する。」という規定を加えようとするものであります。内容について、ご説明いたします。ここでいう「丙地区」とは、平取町内のことであります。特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表に、農業委員、教育委員、監査委員、選挙管理委員、公平委員などの職名があり、それぞれ報酬の金額が規定されておりますが、その中にその他の項目があり、これは、例えば、保健推進員、食育推進協議会委員、要保護児童対策地域協議会委員、平取高等学校振興支援協議会委員などが該当しますが、これら方々の報酬は現在定められておりません。平成19年度までは、非常勤特別職全員に対し、報酬の有る無しにかかわらず1回1000円を日当として支給していましたが、行財政改革の一環として、職員の旅費に関する条例を改正し、平成20年度からこれを廃止していたものです。今回の改正では、報酬を支給している非常勤特別職の方には、従来どおり日当の支給はありませんが、報酬を支給していない非常勤特別職の方には、招集を受けて会議に参加される場合に、平成29年4月から1000円の日当を支給しようとするものであります。以上、職員の旅費に関する条例の一部を

改正する条例につきまして、ご説明いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第3号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第4号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明いたしますので、議案36ページをお開き願います。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。別紙の資料によってご説明いたしますので、お手元の資料をご覧ください。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。左の区分、1、条例で定める育児休業の承認の対象となる子についてであります。改正前は規定がありませんでしたが、改正後はこれを養育里親である職員に、都道府県が里親委託をした子が対象となることを定めるものであります。2、育児休業の承認効力を失った後、再び育児休業ができる特別の事情について、改正前は従来育児休業の対象となっていた子以外の子の育児休業を承認することにより、従来承認の対象となっていた子に係る育児休業の承認効力が失われた後、新たに育児休業承認の対象となった子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなった場合、従来承認の対象となっていた子が再び育児休業承認の対象となる、としておりましたが、改正後は、これに新たに育児休業の承認をした子について、特別養子縁組の請求に係る家事審判が終了した場合、特別養子縁組が成立しなかった破談の場合であります。又は養子縁組が成立しないまま都道府県による里親の委託措置が解除された場合、を加え、従来承認の対象となっていた子が再び育児休業の対象となるとするもので、これは、一度の育児休業の対象となる子は1人とする法の考え方に基づくものであります。3、育児短時間勤務の承認効力を失った後、再び育児短時間勤務ができる特別の事情、改正前は、従来、育児短時間勤務の対象となっていた子以外の子の育児短時間勤務を承認することにより、従来承認の対象となっていた子に係る育児短時間勤務の承認効力が失われた後、新たに育児短時間勤務承認の対象となっていた子が死亡し、又は養子縁組等により

職員と別居することとなった場合、従来対象となっていた子が再び育児短時間勤務をする際の対象となる、として、2の育児休業の対象の子の考え方を育児短時間勤務に当てはめたものでありますが、改正後は、これに、新たに育児短時間勤務の承認をした子について、特別養子縁組の請求に係る家事審判が終了した場合、特別養子縁組が成立しなかった破談の場合、又は養子縁組が成立しないまま都道府県による里親の委託措置が解除された場合を加えようとするもので、従来承認の対象となっていた子が再び育児短時間勤務の対象となるとして、2の養子縁組の破談と里親委託契約の解除の場合を育児短時間勤務に当てはめようとするものです。4、施行年月日につきましては改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律の施行にあわせて平成29年4月1日から施行しようとするものです。以上、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第4号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第5号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

議案第5号公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書ページ、42ページでございます。本件につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、平取町公の施設に係る指定管理者の指定について議会の議決を得ようとするものでございます。1、管理を行わせる施設の名称は平取町環境保全普及センター、平成14年9月に建設をされ、現在、沙流川森林組合が入所している施設でございます。施設の所在地につきましては、平取町本町46番地9になります。2、指定管理者となる団体の名称は沙流川森林組合でございます。管理を行わせる期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。この施設の指定管理者は平成19年4月1日から開始をされ、沙流川森林組合が継続をして、指定管理者の指定を受けております。4、選定の理由につきましては、施設の性格、設置目的を考慮し、平取町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に基づき、公募によらず指定管理者として選定をし、指定をしようとするものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第5号公の施設に係る指定管理者の指定については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第6号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

それでは、議案第6号公の施設に係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げますので43ページをお開き願います。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、平取町公の施設に係る指定管理者に指定します。提案の理由でございますが、本年度より事業を進めております、平取町生活支援ハウス（振内地区）の整備事業であります。公募型のプロポーザル方式により実施しており、平成28年6月に選考委員会を開催し、審査を踏まえ、事業者及び指定管理者候補を決定し、昨年6月定例会に承認された事業であります。3月に完成し、4月に入居、供用開始するため、本件を本議会に提出するものでございます。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地、施設の名称、平取町生活支援ハウス（振内地区）、施設の所在地、沙流郡平取町振内町31番地17。2、指定管理者となる団体の名称、株式会社富川グロリアホーム。3、管理を行わせる期間、平成29年4月1日から平成39年3月31日の10年間でございます。4の選定の理由等については、44ページの説明資料としております。以上で説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第10、議案第6号公の施設に係る指定管理者の指定については原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第7号町道の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

45ページをご覧いただきたいと思います。議案第7号町道の認定につきましてご説明申し上げます。今回、町道に認定しようとする路線につきましては、路線番号190番、荷菜田村線でございます。裏の見取り図でご説明申し上げますので、次のページをご覧願います。場所につきましては、荷菜牧場線の荷菜保育所の裏側から分岐し、道南バスに至る路線になります。起点につきましては、荷菜13番地13、終点は13番地10であります。総延長は86.2メートル、実延長77.3メートル、重複区間8.9メートルでございます。幅員については6メートルでございます。この路線につきましては、地域の生活路線として必要なことから、今回新たに町道に認定しようとするものでございます。なお、地権者からは道路用地について寄付をいただくことで了承を得ております。以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、議案第7号町道の認定については原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第8号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長

それでは私のほうから議案第8号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明いたします。議案の47ページをご覧ください。本件は過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、平取町過疎地域自立促進市町村計画を変更しようとするもので、同法第6条第4項の規定によりまして、北海道知事との協議が終了しましたことから、議会の議決を求めるものでございます。それでは計画の変更について説明いたしますので、次のページ、48ページ目、49ページ目をご覧ください。2. 産業の振興(3) 計画の事業名(施設名)の欄の(3) 経営近代化施設、農業の事業内容の欄に新たに野菜選別施設整備事業、トマト選果場選別機械整備、事業主体欄にびらとり農業協同組合を追加するものでございます。なお、変更後の事業費等については、50ページ目に参考資料を添付してありますので、ご覧いただければと思います。本過疎計画につきましては、昨年3月定例会におきまして、平成28年度から32年度までの計画策定の議決をいただきまして、さらに8月の臨時会にお

きまして、計画変更の議決をいただいているところであります。先般、1月の議会におきまして、今回追加いたします野菜選別施設整備事業についての補正予算を可決していただいております。本事業に過疎債を充当する予定でありますけれども、この事業が過疎計画には掲載されておられません。過疎債を申請するに当たりまして、過疎計画に掲載される必要がありますので、今回、事業の追加の計画変更するものでありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第12、議案第8号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更については原案のとおり可決しました。

日程第13、議案第9号平成28年度平取町一般会計補正予算第9号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案9号平成28年度平取町一般会計補正予算第9号につきまして、ご説明申し上げますので、議案書の51ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6928万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、75億4025万7千円にしようとするものであります。第2項におきまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものとし、第2条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によるものとしてあります。また、第3条において、地方債の変更は、「第3表地方債補正」によるものとしてあります。それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、議案書の60ページ上段をご覧ください。科目は、2款1項1目一般管理費19節負担金、補助及び交付金、地方公共団体情報システム機構負担金、金額は108万4千円であります。個人番号カード交付事業助成金について予算補正するものであります。この事業は、いわゆるマイナンバー制度に関する個人番号カードの発行経費を国民の全人口に占める平取町の人口の割合で按分した金額を町が国から補助金として受け取り、町はこれと同じ金額をカードの発行元である地方公共団体情報システム機構に補助するものであります。続いて下段、3款1項1目社会福祉総務費19節負担金、補助及び交付金30万円の減額は、鶴川・沙

流川WAKUWAKU協議会に関する事業の収支予算の変更により、結果として、町からの負担金が減少したことによるものです。20節扶助費300万円、介護給付費等障害福祉サービス費の増額であります。平成28年度の障がい者の療養介護・生活介護などの障害福祉サービス費が増嵩し、当初の予算を上回る見込みとなったため、このたび増額補正を行うものであります。1目社会福祉総務費差し引きで、270万円の増額となっております。次に、61ページ上段9款4項3目文化財保護費13節委託料700万円。同じく15節工事請負費1億2209万7千円の追加補正であります。二風谷アイヌ文化博物館改修工事実施設計委託料及び改修工事に要する経費で、3目文化財保護費合計で1億2909万7千円の追加となります。訪日外国人の増加に伴いアイヌ文化に関心を持つ外国人客の増加が見込まれることから、アイヌ文化の観光拠点である町立博物館の改修を行うものであります。アイヌ文化博物館の屋根、壁の紫外線防止工事、アイヌ民具の温湿度対策工事、伝承サロン多機能化工事などが改修の主な内容で、このたび、国からの補助金の内示があったことから、補正を行うものであります。国庫補助金が3分の1、それ以外の財源は、元利償還金の約50%が交付税措置される補正予算債という起債でまかなおうとするものであります。続いて下段、10款2項1目林業施設災害復旧費15節工事請負費、金額は140万円であります。林業施設災害復旧工事で、林道小平線の災害復旧工事費に額の不足が生じたため、このたび補正を行うものであります。次に62ページ上段、10款2項2目農業施設災害復旧費13節委託料1千万円の減額であります。8月23日に専決処分で予算補正した池売頭首工、荷負本村頭首工、岩知志第一頭首工など8か所の農業用施設補助災害復旧工事に係る実施設計委託料に1千万円の不用額が生じることとなったため、このたび、これを減額補正するものであります。15節工事請負費500万円の増額です。これは、今、申し上げました池売、荷負本村、岩知志第一それぞれの頭首工など8か所の農業用施設補助災害復旧工事の工事請負費について、実際に工事を実施したところ、当初の設計に比べて工事量が増嵩したため、工事の完了に必要な予算を補正するものであります。2目農業施設災害復旧費全体で、差引き500万円の減額となっております。続いて下段、12款1項1目国民健康保険病院特別会計繰出金28節繰出金4千万円の増額であります。平成28年度国民健康保険病院特別会計の経常損失を補填するため、その資金を一般会計から繰り出すものであります。歳出については以上です。一方、歳入につきまして、ご説明いたしますので、56ページをお開き願います。10款1項1目地方交付税1節地方交付税1202万4千円の追加補正であります。これは、既定予算に比べて、普通交付税が1202万4千円増額する見込みであることから、これを本補正予算の財源に充てるものであります。続いて、下段14款1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金、金額519万5千円の追加であります。これは、障害者自立支援費負担金で、歳出の60ページ下段でご説明した介護給付費等障害福祉サービス費の補正の財源となるものであり

ます。次に、57ページ上段14款2項1目総務費国庫補助金3節総務管理費補助金、個人番号カード交付事業補助金、金額108万4千円であります。これは、60ページ上段で説明いたしました地方公共団体システム機構負担金の100%財源となる国からの補助金であります。続いて、57ページ下段、14款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金、金額45万円であります。地方創生推進交付金で、これは、60ページの下段で説明いたしました鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会負担金の財源となる国からの交付金であります。次に、58ページ上段14款2項5目教育費国庫補助金4節社会教育費補助金、金額4303万1千円であります。訪日外国人旅行者受入基盤整備事業費補助金で、これは、61ページ上段で説明いたしました二風谷アイヌ文化博物館改修工事請負費及び工事実施設計委託料に充当する国からの補助金であります。続いて、下段15款1項1目民生費道負担金1節社会福祉費負担金、金額259万7千円です。障害者自立支援費負担金で、歳入56ページ下段と同様、これは北海道からの負担金であります。次に、59ページ上段、21款1項7目教育債1節教育債、金額8590万円であります。61ページ上段で説明いたしました二風谷アイヌ文化博物館改修事業の財源となる補正予算債で、元利償還額の約50%が交付税措置されるものであります。続いて59ページ下段、21款1項9目災害復旧債2節農林水産業施設災害復旧事業債、金額1900万円であります。歳出の61ページ下段で説明いたしました林業施設災害復旧工事と62ページ上段で説明いたしました農業用施設等災害復旧事業の財源となる起債であります。元利償還額の約80%が交付税措置されるものであります。次に、53ページ、第2表繰越明許費をご覧ください。2款1項個人番号カード交付事業41万8千円、5款1項野菜選別施設整備事業7億9160万円、9款4項二風谷アイヌ文化博物館改修事業1億2909万7千円、10款1項公共土木施設補助災害復旧事業1億6970万円、10款2項林業施設災害復旧事業596万1千円、10款2項農業施設災害復旧事業9354万5千円、以上について、平成29年度に予算を繰り越すものであります。次に、54ページ、第3表地方債補正をご覧ください。この表は、今回の予算補正に伴う起債の目的、補正前と後の限度額、補正後の起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものであります。以上、平成28年度平取町一般会計補正予算第9号につきまして、ご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。11番千葉議員。

11番
千葉議員

11番千葉です。60ページの歳出の関連でございます。2款1項1目19節のいわゆるマイナンバーの関係でございますけれども、今現在のマイナンバー登録者の人数、議運の中でもちょっと出てたと思うんですけど今現在、対象者が

人口に対してどのぐらいマイナンバーとして登録されてきているのか、ちょっと数字をまずもってお知らせいただきたいと思います。

議長 町民課長。

町民課長 ただいま千葉議員からのご質問でございます。この点につきましては後からご報告をさせていただきたいなと思います。

議長 千葉議員。

11番 千葉議員 できればですね、日にち区切って、例えば2月いっぱいでも構わないですし、3月の現時点で構わないんですけども、その部分の数字は、全議員のほうに配布していただきたいお願いと、もう一つはどこの市町村もこのマイナンバーの登録に対してあまり登録が当初我々が考えてたよりかなり少ない登録に今現在なってる自治体が多いと思うんですよね。その原因も、もしですね、共有できる部分がありましたら、そのことも含めてちょっと調査した結果とか、現状おかれている平取町のマイナンバー登録の現状も含めてですね、報告をお願いしたいなと思います。

議長 町民課長。

町民課長 率も含めてペーパーベースでご報告いたしたいなと思います。よろしくどうぞお願いします。

議長 ほかがございませんか。千葉議員。

11番 千葉議員 今度は項目変わります。もう1点ご質問いたしたいと思います。61ページの歳出の9款4項3目の工事請負費のことについてお伺いをしたいと思います。これは歳入の部分でご説明あったとおり外国人旅行者受け入れの基盤整備というかたちのなかで、改修していただけるということで私もいつぐらいになるのかなと思って心配をしておりましたけども、一つはですね、構造的な設計、大変モダンな設計ではあるんですけども、雨漏りが非常に、あるいは結露の問題もあるということで急がれてたわけでございますけども、今回1億2千万なながしの予算を計上しているということのなかで、根本的にですね、これだけ費用を負担してやるということであれば、今の建築技術をもって雨漏りとかですね、結露の対策に対して、専門的な私は見解を求めて、それから工事かかったほうが私は将来なかなか維持していく上であまり傷まないような構造物になってくるのかなというふうに思ってますけども、その辺はいきなり、工業者に任せてチェックをさせて、いわゆる施工にかかるような状況になってるのか、

今、それとも今言ったように、専門的な見地から調査をしてですね、根本的な原因は少しでも防げるような対策をとられてるのか、その辺ちょっとお伺いしておきたいと思います。

議長

文化財課長。

文化財課長

千葉議員のご質問にお答えしたいと思います。今回の要望を通じた申請で1億2097万の内示がありましたけども、これの工事につきましては、28年度補正予算で29年度の繰り越しとなっております、期限が決められている関係がありまして、どうしても詳細にというところまでは、正直いきません。それで、これまで建物の雨漏り、すが漏りについての欠陥といいますか、問題はありましたけども、今説明しましたとおり実施設計が29年度当初からすぐにかかって、工事を29年度いっぱいまでに完了しなきゃいけないということもありますので、建設水道課長等と相談して業者が決まり次第、細かいとこ打ち合わせしていきたいと思っております。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

そうですねなかなか難しい構造的な問題とか、今までオープンしてから斬新なデザインということで大変目につく構造物ではあるんですけども、やはりその辺しっかりですね、できれば100%はもちろん無理なんですけど、そのうちの6割7割解決できたよっていう部分はやっぱり詰めていく、調査する必要が私はあるのかなと思っている建物の一つだと思っております。ほかにも天窓を張った学校とかも同じような現象が起きて、問題が起きてるわけでございますので、特に博物館というかたちになるとですね、中に所蔵してるものの大切さも私は保存していく価値が十分あるものが大変多いというふうに理解しておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

議長

文化財課長。

文化財課長

今ご指摘あったとおり検討していきたいと思っております。ただ博物館そのものが文化的景観のエリア内ということもありまして外観上は修景を変えることはできませんので、現状のかたちのままで中を何とか改修していきたいと思っておりますのでご理解ください。

議長

ほかございますか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決

定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第13、議案第9号平成28年度平取町一般会計補正予算第9号は原案のとおり可決しました。

休憩します。再開は11時といたします。

(休憩 午前10時43分)

(再開 午前11時00分)

議長

再開します。

日程第14、議案第10号平成28年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第10号平成28年度平取町国民健康保険特別会計補正予算2号について提案理由のご説明をいたします。議案書64ページをお願いします。第1条は歳入歳出予算総額に、それぞれ442万1千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8億4481万5千円にしようとするものでございます。それでは内訳のご説明をさせていただきます。歳出からになっております。68ページをお開き願います。11款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金23節償還金利子及び割引料442万1千円の追加でございます。まず1点目でございます。療養給付費等負担金でございます。これは一般被保険者の療養給付費、後期高齢者支援金、介護納付金に係る費用の32%相当額を、国から助成を受けているもので平成27年度につきましては1億4013万7442円の概算交付を受けておりました。実績の結果、交付額が確定いたしました。1億3585万3964円となりましたことから、428万3478円の返還金が生じたためでございます。2点目でございます。特定健康診査等負担金であります。国から66万6千円の概算交付を受け、実績報告の結果、交付金の確定額が59万7千円となったことから、6万9千円の返還金が生じたわけでございます。あわせて道費につきましても同じ考えから、合計で13万8千円の返還金が生じたことでございます。合計で442万1千円となっております。次に歳入についてご説明いたしますので、67ページをお開きいただきたいと思います。10款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金442万1千円を追加いたしました。442万2千円とするものでございます。これは歳出でご説明いたしました27年度療養給付費と負担金返還額の財源を繰越金に求めるものでございます。以上、第10号議案平成28年度国民健康保険特別会計補正予算2号につきまして、ご説明を申し上げました。ご審議のほう、よろしく願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、議案第10号平成28年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第15、議案第11号平成28年度平取町簡易水道特別会計補正予算第4号を議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案第11号平取町簡易水道特別会計補正予算第4号につきましてご説明申し上げますので、69ページをご覧ください。今回の補正の主な内容といたしましては2点ございます。まず1点目といたしまして、昨年8月22日から23日にかけての台風9号により、中部振内地区簡易水道仁世宇導水ポンプ場裏側の仁世宇川が増水したことにより、河川の法面が洗掘を受け、被害を受けたものを災害復旧するものでございます。なお、この復旧工事につきましては2月に災害査定を受け、水道の公共施設災害ということで補助対象になっております。2点目として補助事業として28年度に実施した貫気別簡易水道整備事業についての国庫補助金が、当初予定していた額の6割程度の配分となり、その分、事業を縮小して実施したことによる、その執行残と起債借入額を減額補正しようとするものでございます。まず第1条におきまして歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3304万5千円を減額し、歳入歳出の予算の総額を3億3520万円とするものであります。第2項において、歳入歳出予算の補正の款項の区分並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることとしております。第2条において、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費については、「第2表 繰越明許費」によるものとしております。第3条地方債の変更については、「第3表 地方債補正」によることとしております。それでは、歳入歳出事項別明細の歳出からご説明申し上げますので75ページをご覧ください。歳出につきましては、2款1項2目建設改良費において、3892万1千円の減額であります。13節委託料339万6千円の減額につきましては、貫気別簡易水道整備事業の設計委託料の執行残でございます。15節工事請負費3450万7千円の減額につきましては、説明欄に記載しております、4件の工事の執行残の合計でございます。18節備品購入費101万8千円の減額につきましてはメーター器の購入の執行残でございます。同じく、歳出の4款1項1目水道施設災害復旧費587万6千円の増額につきましては、15節工事請負費において先ほど説明いたしました、中部振内地区の被災を受けた災害復旧費を増額補正するものでございます。次に歳入についてご説

明申し上げますので74ページをご覧ください。2、歳出につきましては、2款1項1目簡易水道施設費国庫補助金1254万5千円の減額であります。1節簡易水道施設費補助金1254万5千円の減額につきましては、貫気別簡易水道整備補助金の1548万2千円の減額と、中部振内地区簡易水道施設の災害復旧費293万7千円の増額とを差し引きしたものでございます。6款1項1目簡易水道事業債2050万円の減額であります。1節簡易水道事業債のうち、貫気別簡易水道整備事業において1560万円の減額、振内橋添架配水管整備事業において780万円の減額、中部振内地区簡易水道施設災害復旧工事において290万円の増額とを差し引きしたもので総額で2050万円減額補正するものでございます。第2表、繰越明許費についてご説明申し上げますので71ページをご覧ください。地方自治法の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費につきましては、4款災害復旧費1項水道施設災害復旧費の587万6千円でございます。第3表、地方債補正についてご説明申し上げますので72ページをご覧ください。貫気別簡易水道整備事業の限度額を1560万円減額し、2640万円に。振内橋添架配水管整備事業の限度額を780万円減額し、2020万円に。中部振内地区簡易水道施設災害復旧事業の限度額を290万円増額させていただくものでございます。以上、補正予算についてご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。11番千葉議員。

11番
千葉議員

11番千葉です。74ページの歳入部分とそれから同じく75ページに関係してくる貫気別の1節、2款1項1目1節の簡易水道の関係でございますけども、貫気別の簡易水道配管、配水管の整備補正なんですけども、ご説明では今回1548万2千円減額補正ということでもありますけども、当初計画してた部分の6割でとどまったという説明でございましたけども、この根本的な要因っていうんですか、これの中身についてももう少しちょっと詳しくご説明いただければありがたいと思いますけど。お願いいたします。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

この簡易水道の整備事業につきましては、当初うちがこれだけ必要ですよということで国に対して予算要求するんですけども、補助金のつき具合が4月5月になってみると実質、配分に関しては内示が来ないということで、今回貫気別に関しては非常に、6割程度だということで事業の実施の仕方といたしましては例えば本来100メートルやるところを6割ですから単純計算で60%、60メートルしかできなかったということで、残り4割の40メートルについては次年度に実施していくということで、全体事業からいけばその分ちょっと事業の区間としては長くなっていくというようなことでありまして、その結果

により国庫補助金も落ちたし、事業費も落ちたということでございます。

議長

千葉議員。

1 1 番
千葉議員

1 1 番千葉です。そういう説明となるとね、やはり例えば工事期間ある程度配水管の整備ですから、期待をして延長が単年度で少しでも整備されればいいというふうに私は個人的には思ってたんですけども、例えば工区を分けて発注するとか、1 業者の落札でその区間というかたちというかそういうのもあると思うんですけども、発注の仕方は当初、こういった6割程度しか消化できないようなかたちを予想してたのかどうなのか。発注の仕方に何かこう問題点とかなかったんでしょうかね。そういう説明でしたら。もう一度説明を求めたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

発注の仕方といたしますか、事前にくら、例えば要望額に対して配分来るっていうのは実際先ほども言ったとおり、ふたをあけてみなきゃわからないというか、そういうのが事実なんです。そして工区の話でいけば、今回の貫気別地区に関しては工区的には主にやったのは貫気別市街地の道道拡幅やってますけども、それに合わせた部分を今回どっちみち工事と支障になる部分が出てきますので、そこを中心に土木との工事の兼ね合いもあって発注的には、2工区に分割してやったということでありまして、2工区分割してやったのはそのとおりなんですけども、いずれにしても補助金に配分受けた部分しか実施しませんので、そういうことになっております。以上です。

議長

千葉議員。

1 1 番
千葉議員

今のお話聞いてると今回のね、例えば市街地とか、何らかのかたちで障害になるようなものが出たとかってなった場合は、同じようなことも今後やっぱりあるということなのかね。私心配してるのはやっぱり前にもちょっと似たようなことで質疑したことあるんですけども、補助金仰ぐのに翌年度から何かこう影響がないのか、こういうことはたびたびほかの補助金を要求してる自治体でもある現象なのか。今後の補助金を仰ぐときにはやっぱり影響は全くないというふうに捉えていいんでしょうかね。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

基本的には国の予算でありまして、うちばかりじゃなくて、簡易水道事業やるところは全道的にうちの町はこの分だけ必要ですよって多分要求していく

んですよ。その中で、道といたしまして、要望してきたものをゼロっていう、まあ前年からの関係もあるんでしょうけどもそれを国から来たやつを均等にではないかもわからないですけどもそれを、各市町村に配分していくというような仕組みになっておりますので、国がそれだけ予算付けてくれば配分もちゃんと満度に来るんでしょうけども、これは水道事業にかかわらず道路事業も同じで、道路でいえば、社会資本整備交付金ということでやってるんですけども、その事業に関しても、当初うちで要望したやつの6割7割というようなのが現状でありまして、少ない元となるやつを各市町村に配分したら、減額で配分ということにならざるを得ないというのが、水道事業に限らず、そういう状況でございます。

議長

ほかございませんか。なければ、質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第15、議案第11号平成28年度平取町簡易水道特別会計補正予算第4号は原案のとおり可決しました。

日程第16、議案第12号平成28年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

議案第12号平成28年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3号をご説明いたします。77ページをご覧願いたいと思います。第1条、平成28年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3号を次に定めようとするものでございます。第2条、平成28年度平取町国民健康保険病院特別会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するものでございます。2、主要な建設改良事業、平取町国民健康保険病院改築事業、既定予定額2億2715万2千円を、312万4千円を減額し、計2億2402万8千円とするものでございます。事業費の確定により、事業費を精査したことによります。第3条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入第1款病院事業収益、既定予定額7億3430万8千円、補正予定額4500万円の増額で、計7億7930万8千円となります。第2項医業外収益の補正となり、既定予定額3億860万9千円、補正予定額4500万円の増額で、計3億5360万9千円となります。第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額488万円は、留保資金で補填することとなっております。まず、収入ですが、第1款資本的収入、既定予定額2億4353万5千円、補正予定額312万4千円の減額とし、計2億4041万

1千円となります。第1項、一般会計負担金、既定予定額1905万円、補正予定額500万円の減額とし、計1405万円となります。第2項企業債、既定予定額2億2090万円、補正予定額370万円の減額とし、計2億1720万円となります。第4項、奨学資金等貸付金償還金、既定予定額12万円、補正予定額7万6千円の増額とし、計19万6千円となります。第5項補助金、補正予定額550万円の増額とし、計550万円となります。次に支出になります。第1款資本的支出、既定予定額2億4841万5千円、補正予定額312万4千円の減額とし、計2億4529万1千円となります。第3項建設改良費、既定予定額2億4069万4千円、補正予定額312万4千円の減額とし、計2億3757万円となります。次のページをご覧ください。第5条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正するものでございます。起債の目的、平取町国民健康保険病院改築事業、補正前限度額2億2090万円、補正後の限度額2億1720万円とします。次のページをお開き願います。平成28年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更でございます。補正予定額は記載のとおりでありますので説明は次のページからの説明書により説明いたしますので省略させていただきます。次のページをお開き願います。収益的収入、1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計負担金でございます。一般会計からの繰入金4500万円を追加補正するものでございます。平成28年度12月末時点での損益収支の見込みにより、5900万円ほどの純損失の計上を見込んでおります。それにより、資金不足が発生し、その資金不足比率が9.5%になる見込みなので、この資金不足比率が発生することにより、起債の発行に条件等が設けられることもあるため、病院の本体着工を控え、財源確保のため、企業債の発行をスムーズに進めるため資金不足を解消することを目的に繰り入れを予定するものでございます。繰り入れを行った場合は資金不足比率が解消され、その比率は資金不足の発生しない、マイナス2.8%程度を見込んでおりますが、損益につきましては繰り入れを追加しても損失が計上されるということになっております。次のページをご覧ください。資本的収入、1款資本的収入、1項一般会計負担金、1目一般会計負担金でございます。1節一般会計負担金を500万円減額するものでございます。補助金の交付決定や、事業費の確定により、繰入金を精査し、減額いたします。次に、2項企業債、1目企業債、1節企業債でございます。病院改築事業費の確定により企業債の発行額が確定しましたので370万円を減額いたします。次に、4項奨学資金等貸付金償還金、1目奨学資金等貸付金償還金、1節奨学資金等貸付金償還金でございます。返還義務者からの返済見込み額として7万6千円を追加補正いたします。次に、5項補助金、1目補助金、1節補助金でございます。病院改築に係る補助事業としてサステナブル建築物等先導事業（木造先導型）の採択が決定しましたので、その補助額550万円を追加補正いたします。次のページをご覧ください。1款資本的支出、3項建設改良費、2目建設工事費でございます。補正前の額が2億2715万2千円、補正額が312万4千円の

減額となり、計 2 億 2 4 0 2 万 8 千円となります。それぞれの事業費の確定により予算額を精査し減額しております。1 節委託料は 2 1 8 万 1 千円の減額、2 節公有財産購入費は 1 0 万円の減額、3 節補償、補填及び賠償金につきましては 8 4 万 3 千円の減額としております。以上、病院会計補正予算第 3 号の説明とさせていただきますのでご審議をお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 1 6、議案第 1 2 号平成 2 8 年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第 3 号は、原案のとおり可決しました。

日程第 1 7、陳情第 1 号「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める陳情についてを議題とします。この陳情の取り扱いにつきましては、先に開催の議会運営委員会におきまして協議をされておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長より、報告願います。8 番四戸議員。

8 番
四戸議員

8 番四戸です。提出されました陳情 1 件の取り扱いについてでございますが、3 月 1 日に開催しました議会運営委員会で協議をしました結果、陳情第 1 号につきましては総務文教常任委員会へ付託することとしておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、陳情第 1 号につきましては総務文教常任委員会に付託し、審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議がありませんので、したがって、日程第 1 7、陳情第 1 号につきましては、総務文教常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

休憩します。再開は 1 時といたします。

(休 憩 午前 1 1 時 3 0 分)

(再 開 午後 1 時 0 0 分)

議長

再開します。

午前中に引き続き、日程第 1 8、平成 2 9 年度町政及び教育行政執行方針の説

明に入ります。まず、町政執行方針の説明を求めます。町長。

町長 (町政執行方針について説明)

議長 休憩します。再開は2時20分といたします。

(休憩 午後 2時 8分)

(再開 午後 2時20分)

議長 再開します。教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

教育長 (教育行政執行方針について説明)

議長 以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、これをもって散会といたします。大変ご苦勞さまでございました。

(閉会 午後 2時59分)